

「伊達緑丘高校の部活動に係る活動方針」

令和元年5月1日制定

令和2年5月1日改定

◆活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「伊達緑丘高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という)を策定する。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活の充実や教職員がやりがいをもって生き生きと働くこと等を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスの取れた生活や心身の成長に配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本校では、部活動は生徒の心身の発達や人間関係の構築に有意義であることを重視し、部活動を奨励する。しかしながら、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制しない。
- ・本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

【外 局】 図書局 吹奏楽局

【体育系】 バレーボール部 バスケットボール部 サッカー部 野球部
バドミントン部 ソフトテニス部 陸上競技部 卓球部

【文科系】 美術部 自然科学部 家庭部

(2) 「部活動に係る相談・要+望の窓口」の設置

【担 当】 北海道伊達緑丘高等学校 教頭

【連絡先】 伊達市南稀府町180番地4 Tel&Fax 0142-24-3021
E-Mail datemidorigaoka@hokkaido-c.ed.jp

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・各部の責任者(以下「部活動顧問」という)は、年度当初に年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程、必要な経費等を含めて記載する)を作成し、各部の保護者並びに校長に提出する。
- ・部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。もし、活動計画に変更がある場合は、あらかじめ、校長の承認を得るものとする。
- ・校長は、各部の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の身体的・精神的な負担及び保護者の経済的な負担等が過度とならないよ

う、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、部活動の運営にあたっては、部活動が円滑に持続可能な活動を実施することや学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。さらに、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう努める。
- ・校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成30年3月28日北海道教育委員会決定)で示している、働き方改革に向けた取組を考慮し、適切な部活動運営を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、スポーツ医・科学等の見地から、短時間で効果が得られる指導を行い、適切に休養を取り過度の練習とならないよう努める。さらに発達の個人差や体調等にも留意し、生徒とコミュニケーションを十分に図り活動を行うものとする。

(2) 文化部活動における適切な指導

- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解させ指導する。さらに、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、技能等の向上や大会、コンクール等でのそれぞれの目標を達成できるよう活動するものとする。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、次を基準とする。

(1) 休養日

- ・週当たり2日以上休養日を設け(平日1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上)、学校で行う朝練習や自主練習を含め、部活動を行わない。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合並びに大会の直前で、やむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は完全に休養日とし、部活動は一切行わない。
- ・定期考査の1週間前は休養日とし、原則として部活動を行わない。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取る等のため、ある程度長期の休養期間を設けるよう努める。

(2) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合は上記の時間を超えて活動することができる。また、大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、4時間程度の活動を行うことができるものとする。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、生徒の体調管理や教員の負担軽減に十分留意し、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。
- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

積雪のため屋外での活動が制限される屋外の部活動、主に冬季に競技が行われる部活動についても、休養日及び活動時間は上記(1)及び(2)の基準を原則とするが、特例的な取扱いとして、次のように実施することもできる。

- ・休養日を年間の累計で104日以上、学校閉庁日は休養日とする。
- ・活動時間は、オンシーズンは平日3時間程度、学校休業日は4時間程度できるが、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日が3時間程度となるように実施する。

4 本校の今後のあり方を踏まえた環境の整備

- (1) 生徒や保護者の理解を得た上で、校内でガイドライン等を作成し、部活動の統廃合を行う。
- (2) 生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、部員不足等で大会出場ができない場合、合同チーム等の編成を認める。
- (3) 学校は、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進めるとともに、教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて保護者の理解と協力を促す。

5 部活動の充実に向けて、次の観点から指導を進めていく

- (1) 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (2) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくりに努める。但し、どのように信頼関係があっても、指導に当たって体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねるような指導は絶対にしない。
- (3) 部活動内での人間関係形成やリーダー育成等の集団づくりを図る。
- (4) 家庭への情報発信や地域行事への参加などを積極的に行うことにより連携を深め、本校部活動に対する支援を得られるよう努める。
- (5) 障がいのある生徒の部活動の充実を図る。